

社会福祉法人みつみ福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みつみ福社会（以下「当法人」という。）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（〈法人における常勤役員の定義〉の者）については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。但し、理事長が非常勤の場合は前項を適用する。
- (3) 非常勤役員等の通勤については、自家用車の場合は1kmにつき25円を支給し、公共交通機関を使用する場合は実費を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、給与に関する規則第13条の規定に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、職員の旅費に関する規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与に関する規則第 6 条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の所定労働日数を基準として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、小数点第 1 位を四捨五入して処理する。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。

本規程の制定により、従前の役員の報酬に関する規則、役員等の費用弁償に関する規則を廃止する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬額 (月額)
理事長	400,000 円以内
専務理事	400,000 円以内
常勤理事	300,000 円以内

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6 月の賞与	報酬月額×0.5 か月分
12 月の賞与	報酬月額×0.5 か月分

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

職務の内容	日額
評議員会への出席	8,000 円
評議員会書面決議の審議	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事

職務の内容	日額
理事会への出席	8,000 円
理事会書面決議の審議	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 監事

職務の内容	日額
監事監査等への出席	15,000 円
理事会・評議員会への出席	8,000 円
理事会・評議員会書面決議の審議	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

令和 3 年 3 月 26 日改正

令和 3 年 4 月 1 日施行